

個人住民税における寄附金税制(都道府県・市区町村以外)の抜本的見直し

改正前

〔対象寄附金〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
〔控除方式〕	所得控除方式
〔控除率〕	$\left(\text{適用対象寄附金} \times \text{税率}(10\%) \right)$ の軽減効果
〔控除対象限度額〕	総所得金額等の25%
〔適用下限額〕	10万円

改正後

<p>現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が 条例により指定した寄附金を追加</p> <p>(所得税の寄附金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定)</p>	
〔控除方式〕	税額控除 方式
〔控除率〕	<p>都道府県指定寄附金は<u>道府県民税から4%</u>税額控除</p> <p>市区町村指定寄附金は<u>市町村民税から6%</u>税額控除</p>
〔控除対象限度額〕	総所得金額等の <u>30%</u>
〔適用下限額〕	<u>5千円</u>

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。